

防災力UP！鳥羽

一人一人が備えてこ！



vol.150

総務課防災危機管理室
TEL 25-11118

～鳥羽市防災訓練と防災講演会を実施しました～

一斉津波避難訓練参加者は2,112人でした

11月1日に最寄りの避難場所へ避難する一斉津波避難訓練と、各町内会・自治会が創意工夫を凝らした独自訓練を実施しました。

一斉津波避難訓練では、各地域のみなさんや関係機関の協力により2,112人のかたが参加し、災害の発生に備え「自分の命は自分で守る」訓練を実施しました。

また、10月19日には東日本大震災で被災され、避難所運営にたずさわった吉田千春 氏を講師としてお招きした防災講演会を開催し、当時の貴重な体験談や教訓などを話していただきました。



一斉津波避難訓練(石鏡)



防災講演会



独自訓練(安久志)



独自訓練(岩倉)



独自訓練(市役所西庁舎)

- ウソを言われた：価格、サービスや品質など、重要事項について事実と異なることを告げられた。【ケース①】真実に反して「溝が大きくすり減つていて、このまま走ると危ない、タイヤ交換が必要」と告げ、新しいタイヤを販売。
- 不利になることを伝えられなかつた：消費者の利益となる旨を告げるが、重要事項に不利益となる事実を故意に告げられなかつた。
- 「必ず値上がりする」などと言われた：将来における

● 取消しができる契約の一例

消費者と事業者では持つている情報の質、量や交渉力に格差があります。消費者の利益を守るために、平成12年に消費者契約法ができました。不当な勧誘により締結させられた契約は、後から取り消すことができます。

● 知っていますか？消費者契約法

消費者契約法ができました。不当な勧誘により締結させられた契約は、後から取り消すことができます。

● 消費者トラブルにご用心！
vol.59

消費生活相談

受付時間：平日（祝日を除く）午前9時～正午、午後1時～4時
場 所：伊勢市岩渕1丁目7番29号（伊勢市役所本庁東館3階）
伊勢市消費生活センター [TEL] 0596-21-5717
観光商工課商工労政係 [TEL] 25-1156

- お願いしても帰ってくれない：消費者が事業者に対し、退去すべき旨の意思を示したが退去してくれなかつた。
- 高齢者などが不安をあおられる：加齢や心身の衰弱により、現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、不安をあおり契約が必要と告げられた。
- 毎日の暮らしで私たちは消費者としてさまざまな契約をしています。「この契約、何かおかしい」と思つたら、消費者センターへ気軽に相談してください。

● 好きな人から「契約しなければ別れる」と言われた：消費者が勧誘に好意を抱き、それと確実ではない金融商品（株式など）を「確実に値上がりする」と説いて販売。

● 好きな人から「契約しなければ別れる」と言われた：消費者が勧誘も同じ感情を抱いていると勘違いしていることを知りながら、契約をしなければ関係が破綻すると告げられた。【ケース③】SNSで知り合った人と何度も連絡を交わし好きになつた。宝石展示場に誘われて行つたところ、「買ってくれないと関係を続けられない」と言われ契約。

● て確實であると告げられた。これが確実ではない金融商品（株式など）を「確実に値上がりする」と説いて販売。